

## 中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、中小企業の振興を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与するため、中小企業が取り組む先進的な事業に対し、補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### (事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の対象となる事業の種類、対象経費、上限金額及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、すみやかに知事に申請してその承認を受けること。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、すみやかに知事に申請してその承認を受けること。

### (補助金交付の申請及び提出期限)

第4 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書
- (2) その他必要と認められる書類

3 前2項の書類の提出部数は、1部とし、その提出期限は知事が別に定める。

### (変更申請書等の様式)

第5 第3の各号に規定する承認は、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式2号）を提出して行うものとする。

### (事故の届出)

第6 補助事業が補助金交付の年度内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに補助事業事故報告書（様式3号）を知事に提出してその指示を受けるものとする。

### (申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金交付申請取下書（様式4号）を当該補助金の交付決定通知を受けた日から10日以内に知事に提出して行うものとする。

### (状況報告)

第8 補助事業者は、補助対象期間の2分の1が経過した時点における補助事業の遂行状況を、補助事業遂行状況報告書（様式5号）により、補助対象期間の2分の1が経過の日から10日後までに知事に提出するものとする。

### (実績報告)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告は、補助事業実績報告書（様式6号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、補助事業実績調書とする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）の日から起算して10日又は補助金交付決定通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第10 補助事業者は、県が必要と認めた場合には交付決定額の7割を上限として概算払を受けることができる。  
2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式7号)を知事に提出するものとする。

(補助金の精算払)

第11 補助事業者が補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式8号)を知事に提出するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第12 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、財産処分承認申請書(様式9号)によるものとする。  
2 規則第19条第1項第2号の規定により指定する財産は、補助金の交付を受けて取得した機械等及び効用が増加した財産で、取得価格及び増加価格が5万円以上のものとする。  
3 規則第19条第2項第2号の規定に定める期間は、補助金交付を受けた年度終了3年間とする。

(帳簿の整理)

第13 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第14 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権を出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後15日以内に中小企業先進的取組等支援補助金に係る産業財産権届出書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(企業化状況の報告)

第15 補助事業者は、補助事業年度の終了後5年間、毎年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化の状況について、中小企業先進的取組等支援補助金に係る企業化状況報告書(様式第11号)により知事に報告するものとする。

(収益納付)

第16 知事は、補助事業年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させるものとする。

(その他)

第17 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和元年6月27日から施行する。

別表

補助対象事業・経費

事業の種類	内容	対象経費	補助上限額	補助率
AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業	地域の社会課題について、AIやIoT等先端技術を活用し、県内 ICT ベンダー、県内事業者、県外事業者、大学等のうち、複数者が連携して解決を図る場合の経費の一部を補助	試作費（装置レンタル料、外注加工費、ソフトウェア開発等外注費）、マーケティング経費（旅費、専門家等謝金、研究機関との共同研究費、調査会社への委託料）	300 万円	2 分の 1 以内
AI・IoT 等先端ツール導入支援事業	県内中小企業者が、AI・IoT などの先端ツールを導入するために、県内 ICT ベンダー等へ発注する開発経費等の一部を補助	外注費(ソフトウェア等開発費、その他関連経費)	50 万円	2 分の 1 以内
マーケティング活動支援事業	県産業支援機関が連携して支援を行う、中核企業への発展を目指す中小企業者の将来有望な取組に対して、そのマーケティング活動に係る経費の一部を補助	試作費（試作に使用した原材料費(使用前後の量が確認可能なもの)、装置レンタル料、外注加工費、試作品の分析費)、マーケティング経費（旅費、専門家等謝金、印刷費、研究機関との共同研究費、調査会社への委託料、その他知事が必要と認めた経費）、知的財産権出願等経費(委託料)	200 万円	2 分の 1 以内
SDGs活用販路開拓モデル創出事業	SDGsの観点で市場から求められる内容に対応し、波及効果が高く販路開拓につなげる取組に係る経費の一部を補助	謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託料、役務費、使用料、原材料費(試作に使用し、使用前後の量が確認可能なものに限る)	100 万円	2 分の 1 以内

(様式1号)

中小企業先進的取組等支援補助金交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年度において、下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の種類

2 テーマ名

3 補助事業の実施期間

(1) 開始予定年月日：令和 年 月 日

(2) 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 補助金交付申請額

円

5 添付書類

(1) 補助事業実施計画書

(2) その他必要と認められる書類

(様式2号)

中小企業先進的取組等支援補助金  
補助事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった補助事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので承認してください。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 変更（中止、廃止）の内容
- 4 変更（中止、廃止）の理由

（備考）

- ・ 変更前及び変更後の内容が確認できる書類を添付すること。

(様式3号)

中小企業先進的取組等支援補助金  
補助事業事故報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記  
のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 事業の進捗状況
- 4 変更の内容（中止の期間）
- 5 事故の内容及び原因
- 6 事故に対する措置

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

(様式4号)

中小企業先進的取組等支援補助金交付申請取下書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった補助事業に係る交付申請を下記の理由により取下げます。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 取下げの理由

(様式5号)

中小企業先進的取組等支援補助金  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった補助金に係る補助事業期間の中間における遂行状況は下記のとおりです。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 遂行状況
- 4 収支の状況  
別紙「収支明細書」のとおり

(備考)

- ・別に定める収支明細書を添付すること。



(様式6号)

中小企業先進的取組等支援補助金  
補助事業実績報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった補助金に係る補助事業は下記のとおり完了しました。

記

1 補助事業の種類

2 テーマ名

3 補助事業の実施期間

(1) 開始年月日：令和 年 月 日

(2) 完了年月日：令和 年 月 日

4 補助金交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

5 添付書類

(1) 事業実績調書

(2) その他必要と認められる書類

(様式7号)

中小企業先進的取組等支援補助金概算払請求書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度の補助金を、下記のとおり概算払してください。

記

1 補助事業の種類

2 テーマ名

3 補助金交付決定額 円

4 概算払請求額 円

5 概算払が必要な理由

※補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(様式8号)

中小企業先進的取組等支援補助金精算払請求書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県達 第 号で額の確定のあった 年度の補助金を下記のとおり精算払してください。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 補助金確定額 円
- 4 概算払を受けた額 円
- 5 精算払請求額 円

※補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(様式9号)

中小企業先進的取組等支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付長野県指令 第 号で補助対象となり取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認してください。

記

補助事業の種類	
テーマ名	
品 目	
取得価格及び時価	
取 得 年 月 日	
処 分 の 理 由	
処 分 の 方 法	

(様式第 10 号)

## 中小企業先進的取組等支援補助金に係る産業財産権届出書

番 号  
令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け長野県指令 も第 号で交付決定された中小企業先進的取組等支援補助金について、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱第14に基づき、産業財産権に関して下記のとおり届出します。

### 記

- 1 補助事業の種類
- 2 テーマ名
- 3 名称及び種類
- 4 産業財産権の種類及び出願番号等
- 5 出願又は取得年月日
- 6 内容
- 7 相手先及び条件

(備考)

- 1 共同開発の場合には、名称の後に出願人名を（ ）内に記載すること。
- 2 「相手先及び条件」は、譲渡又は実施権設定の場合に記載すること。

(様式第 11 号)

## 中小企業先進的取組等支援補助金に係る企業化状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け長野県指令産経第 号で交付決定された中小企業先進的取組等支援補助金の 年度の企業化状況について、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱第15に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 補助事業の種類

#### 2 テーマ名

#### 3 企業化状況

内 容	金 額 (円)	記号
補助事業に係る本年度収益額		…A
控除額 (C - D) / 5		…B
実績報告書の決算総額		…C
補助金確定額		…D
本年度までの補助事業に係る支出額 C + F		…E
追加開発等に要した経費		…F
基準納付額 (A - B) D / E		…G
前年度までの補助事業に係る県への累積納付額		…H
本年度納付額		…I

#### 4 企業化段階等

企業化段階	<input type="checkbox"/> 開発継続中 <input type="checkbox"/> 概ね開発終了 <input type="checkbox"/> 商品化・販売段階	
展示会への出展	<input type="checkbox"/> した(展示会名: ) <input type="checkbox"/> していない	
全事業売上のうち本事業に係る商品の売上割合	約 ( ) %	
今後の見通し		
特記事項		

(備考) 用語の定義及び記号

用語	定義	記号
補助事業に係る本年度収益額	補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入から、総収入を得るために要した経費を差し引いた額の合計額。 「補助事業の実施結果の企業化による収入」 －「収入を得るために要した経費」	…A
収入を得るために要した経費	販売した製品の直接費、対象となる製品の間接費（通常は製品を作るための工数費により按分）及び前述の費用と会社で製造している全製品に係る同様の費用の合計との比（原価比）によって按分した販売費と一般管理費等の総計。	/
控除額	補助事業に係る経費のうち、中小企業者等が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。 $(C - D) / 5$	…B
補助事業の決算総額	補助金確定額及び自己負担額	…C
補助金確定額	－	…D
本年度までの補助事業に係る支出額	本年度までに補助事業に関わる費用として支出された全ての経費（補助金を含む。）をいう。補助事業の成果を企業化する場合に必要な設備投資等の経費は前述の「収入を得るために要した経費」にあたるため、本支出額には含めない。 $C + F$	…E
追加開発に要した経費	補助対象年度以降、補助事業に関して行った追加開発等に要した経費の累計	…F
基準納付額	「補助事業に係る本年度収益額」から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。	…G
前年度までの補助事業に係る県への累積納付額	前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。	…H
本年度納付額	「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金確定額」を超えない場合には、「基準納付額」が本年度納付額となる。 $D > G + H$ ならば $I = G = (A - B) D / E$ 「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金確定額」を超える場合には、「補助金確定額」から「累積納付額」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $I = D - H$	…I